

令和4年第7回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年7月25日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時35分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	/
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	/
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	/
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	/
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	/
	6	黒 須 宣 夫	出席	6	小 林 一 夫	/
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	/
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	/
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	/
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	13名
14	小 島 俊 雄	欠席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者		農政課	
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫				
説明員	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫		農政課	新井 和久	
	農政課	大寫 康正				

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- (3) 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和4年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、現在、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大している状況でございます。従いまして、本日の総会には、推進委員の出席を求めないことといたしましたので、予めご了解願います。</p> <p>それでは、始めに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>先程、事務局長からご報告申し上げましたとおり、昨今の感染状況を鑑み、本日は推進委員の出席を求めないことといたしましたので、改めてご了解くださいようお願い申し上げます。（挨拶省略）</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員13名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	<p>現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。</p>
議長	<p>議事録署名委員に岡安委員、岩上委員を指名いたします。</p>
日程第1 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見	
議長	<p>日程第1 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p> <p>続きまして、番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、使用貸借により、新築する住宅の排水管を埋設するための工事用地として、一時転用するための転用</p>

事務局	<p>するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、今般の申請地の北側に位置する、義理の父親にあたる譲渡人所有の宅地に、譲渡人の娘のご主人にあたる譲受人が自己用住宅を建築するに伴い、排水を南側の市道の側溝へ放流するための配水管の埋設工事を施工するにあたり、申請地を一時的に工事用地として使用するため、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を齋藤委員にお願いいたします。</p>
齋藤委員	<p>今回申請の、議案第16号番号1について、小久喜字下野谷651番1、地目：田、345㎡、5条申請について7月18日に現地を確認しました。申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。</p> <p>さらに、申請地は上水道等が埋設された道路の沿道にあり、なおかつ、学校、病院の2つが申請地から500mの範囲に存在し、市街化が著しい地域です。</p> <p>なお、転用の理由等は事務局説明のとおりです。また、申請地は現在農地として使用されており、違反等はされておりません。したがって、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>皆様の御審議をお願いします。現地案内図は1ページをご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして番号2の現地確認の報告を関山委員にお願いいたします。</p>
関山委員	<p>それでは議案第16号の2について現地確認をいたしましたので報告します。</p> <p>先ず、内容でございますけど、高岩字六間1,300の2畑356㎡権利の内容、転用の内容については、只今事務局から詳細に説明がありましたので割愛させていただきます。案内図の2ページをご覧ください。該当地でございますけど、裏に大きな川がありますけど、これは備前堀でございます。備前堀の北側には圏央道</p> <p>その先は久喜市太田袋となっております。主な公共施設といたしましては、300m以内に老人ホーム、藤野病院、歯科医院があります。また、周辺はすでに住宅が点在しており、今後も住宅地として発展するようなところですよ。申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、農地法違反もございません。現在は農地として使われております。若干草が生えておりますけれども、本件につきましては、許可相当と思われまますけど、皆様の御審議をお願いします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>[なしと云う声あり]</p> <p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしと云う声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>日程第2 議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について</u></p>	
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>農政課</p>	<p>日程第2 議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p>[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p> <p>本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p> <p>それでは、議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」御説明させていただきます。</p> <p>市は、農用地利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされており、意見を聴取する事項としては、六つございまして、一つ目が農地のすべてを効率的に利用しているか、二つ目、周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか、三つ目、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、四つ目、従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、五つ目、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、六つ目、受け手希望者への農用地貸付の適否となります。</p> <p>それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用配分計画(案)」及び「位置図」をご覧ください。</p> <p>「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲ってある部分でございます。借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。今回の借受者は、農業法人3社、個人2名でございます。</p> <p>はじめに、法人である「株式会社アルファイノベーション」です。今回、借り受ける農地は、「農用地利用配分計画(案)」のうち1番から49番までとなります。</p>

農政課

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約17.2haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。また、今年度から梨栽培に参入することになりまして、10番から17番は梨園用に借り受けた農地で49番は既存梨園を引き継いだものでございます。

続きまして、個人である岡村宏一氏です。

今回、借り受ける農地は、「農用地利用配分計画（案）」のうち50番から55番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、宮代町大字国納に住所を有する認定農業者で、久喜市、宮代町、白岡市を中心に営農されております。

現在、市内で借受けている農地面積は、約9aで通常の利用権設定により土地の借受けを行っております。今回借受ける農地は、岡村氏が、相対によりすでに耕作されていた農地でこのたび農地中間管理機構を通じた借受け手続きを行うことになったものです。

なお、岡村氏は、主に水稻を中心とした栽培を行っております。

続きまして、個人である進藤隆仁氏です。

今回、借り受ける農地は、「農用地利用配分計画（案）」のうち56番から59番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、久喜市菖蒲町柴山枝郷に住所を有する認定農業者で、久喜市、蓮田市、伊奈町を中心に営農されています。

現在、市内で借受けている農地面積は、約1.5haで、通常の利用権設定により土地の借受けを行っております。

今回借受ける農地は、圏央道付近を中心とした久喜市の行政境に近い場所であり近くで耕作されている進藤氏に、直接、地権者から借受けの相談が行われ農地中間管理機構を通じた借受け手続きを行うことになったものです。

なお、進藤氏は、主に水稻を中心とした栽培を行っております。

続きまして、法人である「アグリグリーン株式会社」です。

今回、借り受ける農地につきましては、「農用地利用配分計画（案）」のうち60番から121番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜市菖蒲町内で事務所を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約12.6haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区及び日勝地区を中心に借受けを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。

<p>農政課</p>	<p>また、近年は、小麦の栽培にも取り組んでおり、作付面積については、約2ha程度の貸し付けをしております。</p> <p>最後に、法人である「株式会社なんさいふぁー夢」です。</p> <p>今回、借り受ける農地につきましては、農用地利用配分計画（案）のうち122番から144番までとなります。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては、平成30年9月10日に久喜市菖蒲町で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約18.7haで、約17.9haは農地中間管理機構を通じた借受けを行い、残りの約0.8haは通常の利用権設定により借受けを行っております。</p> <p>今後、借りる農地については、原則、農地中間管理機構を通じて、市内の日勝、篠津及び大山地区で拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。</p> <p>以上が借受人の説明です。市といたしましては、農業経営状況等から判断して、今回の借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。</p> <p>農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>最後に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し「農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書」を提出します。農地中間管理機構において「農用地利用配分計画」が定められ、埼玉県に対し承認申請が行われます。</p> <p>埼玉県においては、農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。効力発生日は、令和4年9月30日を予定しております。</p> <p>以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
	<p>[なしと云う声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>[異議なしと云う声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第17号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>日程第3 議案第18号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について</u></p>	
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第18号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>

事務局

それでは、議案第18号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、事務局からご説明いたします。

別段面積は、農地法第3条第2項第5号に規定されておりますが、農地を農地として権利を取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、50a以上と規定されております。これを一般に下限面積要件といいます。

この下限面積につきましては、農地法施行規則第17条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げられることとなったものです。併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。これにより、当市においても毎年の現状等踏まえ『別段の面積』の必要の有無を総会で判断しているところです。

なお、昨年は7月総会において、「別段の面積は設定しない」との決定をしております。

下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を30アールと設定するためには、農地面積30アール未満の農業者が、区域全体の農業者の4割以上いる場合でないと設定できません。

当市においては、直近の「2020年農林業センサス」のデータにより確認したところ、50aを下回る農家数は16.9%、30aを下回る農家数は2.2%存在しております。また、農地台帳に基づき集計（経営面積1,000以上の農家をカウントした数1487件）したところによると、50aを下回る農家数は約58%、40aを下回る農家数も約50%、30aを下回る農家は39%となっておりますことから、40aを下限面積と定めることができますが、下限面積を設定し小規模農家の参入を可能にすることは担い手への利用集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがあります。

一方で、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下限制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらずに、別段面積を設定できるとしております。

当市の場合、遊休農地の割合は約4.27%、埼玉県全体の割合は約3.4%となっており、差はほとんどなく、「相当程度存在する」とはならないこと等から、当市においても、該当しないと思われまます。従いまして、この要件に当市は該当しません。また、近隣の別段面積設定状況についてですが、近隣市町村の状況を確認したところ、蓮田市が40aと設定している以外、春日部市、幸手市、久喜市、宮代町、杉戸町においては、別段の設定はなく50aとなっております。

以上のことから、前回の決定同様、別段の面積を定めないこととしたいと考えております。説明は以上です。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

議長	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第18号については、別段の面積を設定しないことに決定します。
議長	以上をもちまして、議案第16号から第18号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について</u>	
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は4件でございます。総会資料の6ページから7ページを御覧願います。 番号1及び3、4につきましては、新たに住宅敷を造成するための転用です。番号2につきましては、既存住宅敷の拡張によるものでございます。説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、今回報告は3件でございます。総会資料の8ページを御覧願います。 番号1及び2につきましては、令和4年3月31日付で届出及び解約があったものです。理由は、番号1につきましては、地権者からの解約申し出によるものでございます。 番号2につきましては、元々周辺3筆の畑を一体的に借受けし耕作していたものを、2筆は既に解約しており、今般届出した1筆のみでは狭くて耕作に不具合が生じたとのことです。地権者に対しては、以前からその旨をお伝えしていたが、

事務局	<p>合意に至るまで時間を要したとのことです。</p> <p>番号3につきましては、令和4年4月30日付で届出及び解約があったものです。理由につきましては、過去に家族間で農地法第3条による使用貸借権が設定されておりましたが、既に貸借終了日が経過していること、また、新たな利用権を設定する際に支障を来すこととなったため。設定した使用貸借を解約した旨の届出があったものです。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[なしと云う声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項3 その他</u></p>	
議長	<p>続きまして、協議報告事項3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項3その他について でございますが、先ず、農業委員会活動記録の提出ありがとうございます。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会時に返却させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、来月の農地改良等現地パトロール及び10月以降の農地改良等現地パトロール予定表の配布について でございます。</p> <p>10月以降のパトロールの予定表につきまして、机の上に配布させていただきましたので確認願います。また、8月のパトロールについては、8月2日岩上委員、日勝地区推進委員、8月16日は関山委員・篠津地区推進委員となっております。必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>続きまして、こちらも机への方へ配布させていただいた資料ですが、遊休農地等現地調査について でございます。ホチキス止めで航空写真と併せて配布させていただいております。</p> <p>こちらの方は、平成21年12月の農地法改正により遊休農地に対する法整備が強化され、また、平成28年4月の農業委員会法の改正により農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に向けた活動をする事が明確化されたことにより、農地の適正管理等の指導を行う役割も強化されております。</p> <p>つきましては、農地管理の一環として制度に基づき、毎年遊休農地調査を実施しています。今年度についても委員の皆様にご調査をお願いいたします。</p>

それでは、調査方法を御説明いたします。配布しております航空地図と白地図をご覧ください。

航空写真と重なるような白地図を用意しました。図の赤く塗られているところが昨年度の調査において荒廃農地と判断したところになります。

赤く塗りつぶされた部分について現地をご確認いただき、荒廃した状態であれば荒廃の状況に応じて、AもしくはBと白地図に記入してください。

AとBの判断基準についてですが、草刈り等により直ちに耕作することが可能な農地の場合には「A」 草刈り等では直ちに耕作できないが、木の伐採や抜根・重機を入れるなどの基盤整備事業を実施することにより再生が可能な農地の場合には「B」と記入してください。

カラー刷りで資料を用意させていただきましたので、こちらを参考に調査を実施して下さるようお願いいたします。この調査に基づき、所有者に意識調査を送付しますので、今、印がついているところが間違っていたら訂正し、正しいところに色を付けていただければと思います。

続きまして、担当地区について説明いたします。

全域を23人で確認いただくように区切っています。なるべくお住まい近くで昨年調査を行った区域になるよう調整いたしました。委員の入れ替わりがあったため、変更となってしまっていることがあります。ご了承いただければと思います。調査結果につきましては、次回総会日の8月24日までにご提出いただくようお願いいたします。

今回初めて担当になられた委員さんについては、不明な点が多々あるかと思えます。調査方法に関して疑問等がありましたら、農業委員会までご相談くださるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和3年農地移動状況について でございます。

こちらは、先月の総会の際に一部に誤りがある旨のご指摘をお受けしました。事務局で調査したうえで訂正させていただきましたので、資料の差し替えをお願いいたします。具体的には、先月総会の協議報告4で報告させていただきました、令和3年農地移動状況でございますが、訂正箇所は、面積(a)の欄のうち、田の比率、右側の計の面積及び比率を修正させていただいております。

お手数ですが、先月総会の資料の差し替えをお願いいたします。

続きまして、来月総会について でございますが、8月24日水曜日、午前9時からを予定しております。議事録署名委員の岡安委員、岩上委員につきましては来月署名の方をお願いします。

以上で、協議報告事項3 その他を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

[なしと云う声あり]

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

[終了午前9時35分]